

# 志太消防本部消防力強化計画

(中間見直し)

平成 27 年度～平成 31 年度



志 太 消 防 本 部

## 目 次

1	はじめに	1
2	計画期間	1
3	志太消防本部の組織目標	1
4	基本理念	1
5	重点施策における課題	2
6	重点施策の対策	3
7	職員採用計画	6
8	再任用職員の採用計画	7
9	計画の推進にあたり	7
10	消防車両及び資機材の整備更新計画	7
資料 1	志太消防本部車両更新計画 (H29～H31)	8
資料 2	消防部隊編成の基準	9
資料 3	組織表	10

## 1 はじめに

志太消防本部は、「広域消防運営計画」に基づき、平成 25 年 3 月に発足しました。広域化後の 3 年間で、1,122 件の二市間の相互出動があり、現場到着時間が短縮されるなど市民サービスが向上しました。また、組織の拡大と財政基盤の強化により各種災害への出動体制の強化や、車両更新計画により消防車両 10 台の更新を実施しました。

一方では、高齢化社会に伴う救急需要の増加、熊本地震等の大規模災害、異常気象による集中豪雨や土砂災害など甚大な被害となる自然災害が全国各地で多発しており、消防を取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況に的確に対応し住民を守るため、平成 26 年度に消防体制の強化を目的に平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年の「消防力強化計画」を策定しました。今回は、平成 27 年度における志太消防本部の取組を検証し、改善すべき業務について、平成 29 年度に向けた計画の見直しを実施するものです。

## 2 計画期間

計画期間 平成 27 年度から平成 31 年度のうち、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間の中間見直しを行います。

## 3 志太消防本部の組織目標

住民が安心して暮らせる、安全で快適な地域づくりに貢献する。

## 4 基本理念

「あらゆる災害から住民の生命・身体・財産を守る。」

という責務を全うする。

## 5 重点施策における課題

- (1) 増加する救急需要に対応した救急活動体制の充実強化
  - ① 非常用救急車両の稼働体制を整備、増隊する必要がある。
  - ② 多重事故では、患者の観察・処置・固定さらに医療機関への連絡、指揮隊への情報発信など、救急隊員の4人体制が必要である。
  - ③ 女性特有の疾患（妊娠・生理周期・婦人科疾患・精神疾患）に対し、患者の不安を軽減するため、女性隊員の配置が必要である。
  - ④ 東・南分署においては、救急出動件数が基幹署と同程度であることから、救急隊の専従化が必要である。
  
- (2) 災害に対する消防活動体制の充実強化
  - ① 火災時におけるタンク車やはしご車の出動体制を強化する必要がある。
  - ② 山林火災・港湾火災・土砂災害・水難救助などの署々別に専門力を強化した専門部隊の編成が必要である。
  - ③ 地域性を考慮した、資機材、車両の整備が必要である。
  - ④ 水難事故の増加に伴い、水難救助班を水難救助隊に格上げする必要がある。
  
- (3) 女性の活躍できる組織の実現
  - ① 女性職員を配置するため、施設の改修が必要である。
  - ② 119番通報者（女性・高齢者）の不安を軽減するため、女性職員による通信指令のオペレーターを養成する必要がある。
  
- (4) 人材資源の利活用と職員の育成
  - ① 公務員としての倫理教育の徹底と、倫理指導者の育成を行う必要がある。
  - ② 経験豊富な職員の知識や技術を伝承し、若手職員への指導と育成を行うため、再任用制度を活用する必要がある。
  
- (5) 高齢化に伴う社会問題に対応した市民サービスの向上  
高齢者世帯の増加に対する諸問題に対し、消防として対応できる市民サービスを検討する。
  
- (6) 通信指令業務・予防業務の充実
  - ① 高機能通信指令システムの再構築や、消防情報の発信体制の充実が必要である。
  - ② 消防関係の団体事務、防火管理講習会の運営等、規制事務以外の拡大した事務の対処が必要である。

## 6 重点施策の対策

### (1) 増加する救急需要に対応した救急体制の充実強化

- ① 基幹署を強化し、救急事案の多い管轄区を補える体制を構築し、増加する救急需要に対応するため、**特殊消防救急隊を創設**し非常用救急車両2台の稼働体制を確保し、救急体制の強化と効果的な運用を行います。

【配置人員 16 人 : H30～31】

#### < 救急出動 重複状況 >

重複状況	H25 年※	H26 年	H27 年	H28 年
6 隊同時出動	2 4 回	4 5 回	5 6 回	6 2 回
7 隊同時出動	1 3 回	1 8 回	1 3 回	2 1 回
8 隊同時出動	0 回	3 回	2 回	4 回
9 隊同時出動	0 回	1 回	0 回	3 回

※ 平成 25 年は広域化後 3 月 31 日から 12 月 31 日の 9 カ月分の実績となります。

#### < 救急車両配備台数 >

(単位：台)

車両状況	藤枝署	南分署	北分署	焼津署	東分署	大井川分署
救急車 (現行)	2	1	1	2	1	1
非常用救急車(新規)	1			1		

- ② 女性特有の疾患（妊娠・生理周期・婦人科疾患・精神疾患）による女性患者や高齢の患者への応急処置に際し、精神的不安の軽減を図るため、救急隊の女性救命士を積極的に配置します。

【H29～】

#### < 平成 28 年女性搬送人員の年齢種別 >

(単位：人)

年齢種別	搬送人員 (女性)	比率	搬送人員 (全体)	比率
高齢者	3,096	66.7%	6,235	62.9%
成人	1,233	26.6%	2,888	29.1%
少年	136	2.9%	343	3.5%
乳幼児	159	3.4%	406	4.1%
新生児	19	0.4%	41	0.4%
計	4,643	100.0%	9,913	100.0%

- ③ 指導救命士を計画的に養成し、救命士の能力向上に努めます。

【配置人員 2 人 : H28～29】

(2) 災害に対する消防活動体制の充実強化

- ① 特殊車両（タンク車・はしご車）を効率よく運行するため、**特殊消防救急隊を創設**し初動体制の強化に努めます。 【H30～】

**特殊消防救急隊の創設**

非常用救急車と特殊車両（タンク車・はしご車）を災害に応じて運行する専門部隊を藤枝署と焼津署に配置します。

**【求められる効果】**

- ① 救急車両の運行体制を2台増隊し、最大10台の同時出動体制に強化する。
- ② 基幹署に隣接する東分署と南分署の救急体制を補うことが可能となる。
- ③ 火災時の特殊車両（タンク車・はしご車）の出動を確保し初動体制を強化する。

**【特殊消防救急隊の運用のイメージ】**

**基幹署の当務体制（現在）**



**基幹署の当務体制（新計画）**



(3) 女性の活躍できる組織の実現

- ① 女性職員が働きやすい組織体制を構築します。【H28～】
- ② 女性職員が働きやすい施設整備に取り組みます。【H28～】
- ③ 消防全職員に占める女性職員の割合を、平成32年度までに現在の2.8%から4%まで引き上げます。【H28～32】
- ④ 積極的にPR活動を行い、消防職女性受験者数の増加に努めます。【H28～】
- ⑤ 女性患者の不安を軽減するため、救急隊の女性職員を増員します。【H29～】

(4) 人材資源の利活用と職員の育成

- ① 経験豊富な職員の知識や技術を伝承するため、再任用制度を活用し若年職員への指導と育成に努めます。【H29～】
- ② 救急救命士資格を有する退職職員を通信指令業務に再任用し、通報時の傷病者への初期対応能力の向上に努めます。【H29～】
- ③ 豊富な知識、経験、接遇技術が必要な違反是正業務に退職職員を再任用し、是正指導の処理能力の向上に努めます。【H29～】
- ④ 倫理教育体制を強化するため、JKET指導者の養成及び職員倫理研修を実施し、JKET指導者の育成と若年職員への指導に努めます。【H29～】

(5) 高齢化に伴う社会問題に対応した市民サービスの向上

- ① 避難行動要支援者の情報を把握し、被災時の救助体制を強化するため、関係機関と連携し救助体制の構築に努めます。【H29～】
- ② 行方不明者情報を全署で共有化し、調査協力に対し積極的に対処します。【H29～】
- ③ 自治会と協働し住宅用火災警報器の設置率を上げるため、高齢者や障がい者世帯に対する設置支援を行います。【H29～】

(6) 通信指令業務・予防業務の充実

- ① 通信指令業務に加え、高機能通信指令システムの再構築や、電子申請システムの開発、消防情報発信等の情報管理業務の充実に努めます。【H30～】
- ② 豊富な知識、経験、接遇技術が必要な違反是正業務に退職職員を再任用し、是正指導の処理能力の向上に努めます。(再掲)【H29～】

## 7 職員採用計画

重点施策への対応、年度ごとの退職者と採用者のバランスに配慮し、職員を計画的に採用します。

<重点施策に対する採用数について>

(単位：人)

年度	重点施策	所属	H29 人数	計画人数	比較
H30	増加する救急需要に対応した救急活動体制の充実強化	藤枝署 ※特殊消防救急隊	0	8	+8
		藤枝署 消防隊	18	13	-5
		消防総務課	10	9	-1
H31	増加する救急需要に対応した救急活動体制の充実強化	焼津署 ※特殊消防救急隊	0	8	+8
		焼津署 消防隊	18	13	-5
職員数		—	46	51	+5

<年度別職員採用計画> 各年度4月1日現在

(単位：人)

年度 項目	H27	H28	H29	H30	H31
前年度 実人員	248	252	253	254	256
前年度 退職数	6	7	10	5	2
採用数	10	8	11	7	5
派遣職員	4	4	4	4	4
実人員	252	253	254	256	259



## 8 再任用職員の採用計画

限られた人員で、効率的かつ効果的な対応をするため、専門性を必要とする業務には職員を、事務及び通信指令分野には必要に応じて再任用職員を採用します。

### <重点施策に対する再任用職員の配置について>

重点施策	配置
通信指令業務・予防業務の充実	予 防 課
	情報指令課
人材資源の利活用と職員の育成	藤 枝 署
	焼 津 署
	消防総務課
応 急 手 当 の 普 及	警 防 課

## 9 計画の推進にあたり

消防は、住民生活に直結した行政機関です。近年、地震、風水害等の自然災害や事故の発生状況は大規模化、複雑多様化しており、消防を取り巻く環境は、短期間で大きく変化しています。消防は、このような状況に適切に対応し、住民の安全・安心な生活を守ることが、強く求められています。

本計画の推進に当たっては、職員一人ひとりが目的意識を持ち、専門的知識の習得や自己啓発、さらに職員の資質向上に努め対応力の高度化を目指し、危機管理体制の強化、及び消防体制の充実強化することが重要となります。このため、今後の活動状況等、社会環境の変化を見極めながら、計画の見直しを行っていきます。

## 10 消防車両及び資機材の整備更新計画

消防車両及び資機材の整備更新計画は、人員配置、管轄人口や管内情勢など検討する中で、より効果的で効率的な整備更新計画を策定し、車両及び資機材の管理状況を見ながら随時見直しを行っていきます。

※車両整備更新計画は資料1に掲載

## 【資料 1】

### 志太消防本部車両更新計画(H29～H31) ※事業費は概算額(千円) 税込(8%)

財源構成 実施年度		更新車両 (平成29～31年度)						計
		防衛省 補助	緊援隊 補助	単 費				
平成 29 年 度	車 種	焼津 特救 Ⅲ型				藤枝 南広	志太人員 輸送2	
	事業費	144,180				3,700	9,000	156,880
	国補助	42,557						42,557
	県補助						4,125	4,125
	起 債	100,600						100,600
	一般財源	1,023				3,700	4,875	9,598
	経 過	15年				21年	24年	—
平成 30 年 度	車 種			焼津梯子 (スノーケル車) 20m級	北救急	志太 調査1	藤枝 北広	
	事業費			129,600	37,288	9,000	3,700	179,588
	国補助							
	県補助					4,125		4,125
	起 債			128,600	36,200			164,800
	一般財源			1,000	1,088	4,875	3,700	10,663
	経 過			26年	10年	18年	23年	—
平成 31 年 度	車 種	東救急		藤枝 北P1 Ⅱ型	南救急	藤枝 輸送 (水難)	志太 広報1	
	事業費	37,288		63,000	37,288	11,800	3,700	153,076
	国補助	15,299						15,299
	県補助					4,125		4,125
	起 債	6,800		62,000	32,600	6,900		108,300
	一般財源	15,189		1,000	4,688	775	3,700	25,352
	経 過	10年		19年	9年	20年	21年	—

## 消防部隊編成の基準

消防隊	消防力の整備指針 第3章 人員に係る指針 第29条 消防ポンプ自動車の搭乗員等 より抜粋
	消防ポンプ自動車に搭乗する消防隊の隊員の数は、消防ポンプ自動車1台につき5人とする。ただし、当該消防隊が消防活動上必要な隊員相互間の情報を伝達するための資機材を有し、かつ、当該車両にホースを延長する作業の隊員の負担を軽減するための資機材又は装備を備えている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができる。
救助隊	総務省令第42号 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令 第4条 特別救助隊 より抜粋
	特別救助隊とは 人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成し、別表第一及び別表第二に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。
救急隊	消防法施行令第44条 救急隊の編成及び装備の基準 より抜粋
	救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員3人以上をもつて編成しなければならない。
指揮隊	消防力の整備指針 第3章 人員に係る指針 第32条 指揮隊の搭乗員等 より抜粋
	指揮車に搭乗する指揮隊の隊員の数は、指揮車一台につき3人以上とする。
	活動を行うにあたり最小限の人員とし2人以上とする。
特車隊	消防力の整備指針 第3章 人員に係る指針 第29条3 消防ポンプ自動車の搭乗員等 より抜粋
	はしご自動車又は屈折はしご自動車に搭乗する消防隊の隊員の数は、それぞれ1台につき5人とする。ただし、当該車両にはしご操作時の障害監視を軽減するための自動停止装置を有し、かつ、他の消防隊又は救助隊との連携活動が事前に計画されている場合にあつては、当該消防隊の隊員の数を4人とすることができる。
	はしご車・支援車・タンク車・非常用救急等の乗換運用の隊として3人以上で編成する。

組 織 表

変更後 (H31)

課・署名		課・署名	人数	合計	
消防長	次長	消防総務課	消防総務課長	1	9
			H30 総務担当	3	
			総務兼地域消防担当	1	
			地域消防担当 (専従)	3	
			消防総務課付	1	
予防課	予防課長	1	10		
	予防担当	3			
	指導担当	3			
	危険物担当	3			
警防課	警防課長	1	5		
	訓練企画担当	2			
	救急・救助担当	2			
情報指令課	情報指令課長	1	15		
	情報指令担当	14			
藤枝消防署	H30	署長	1	61	
		指揮担当	6		
		消防担当	13		
		救助担当	15		
		救急担当	18		
		H30 特殊消防救急担当	8		
南分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当 (消防隊兼務)	9			
北分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当 (消防隊兼務)	9			
焼津消防署	H31	署長	1	61	
		指揮担当	6		
		消防担当	13		
		救助担当	15		
		H31 救急担当	18		
東分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当 (消防隊兼務)	9			
大井川分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当 (消防隊兼務)	9			
派遣	藤枝市危機管理課	1	4		
	焼津市危機対策課	1			
	静岡県消防学校	1			
	静岡県消防防災ヘリコプター	1			
合計 (消防長・次長を含まず)			257		

変更前 (H29)

課・署名		課・署名	人数	合計	
消防長	次長	消防総務課	消防総務課長	1	10
			総務担当	4	
			総務兼地域消防担当	1	
			地域消防担当(専従)	3	
			消防総務課付	1	
予防課	予防課長	1	10		
	予防担当	3			
	指導担当	3			
	危険物担当	3			
警防課	警防課長	1	5		
	訓練企画担当	2			
	救急・救助担当	2			
情報指令課	情報指令課長	1	15		
	情報指令担当	14			
藤枝消防署	署長	1	58		
	指揮担当	6			
	消防担当	18			
	救助担当	15			
	救急担当	18			
南分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当(消防隊兼務)	9			
北分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当(消防隊兼務)	9			
焼津消防署	署長	1	58		
	指揮担当	6			
	消防担当	18			
	救助担当	15			
	救急担当	18			
東分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当(消防隊兼務)	9			
大井川分署	分署長	1	23		
	消防担当	13			
	救急担当(消防隊兼務)	9			
派遣	藤枝市危機管理課	1	4		
	焼津市危機対策課	1			
	静岡県消防学校	1			
	静岡県消防防災ヘリコプター	1			
合計(消防長・次長を含まず)			252		